

愛西市立佐屋中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、またその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・ 学校の最重点目標の一つとして、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ・ 協同的な学習を取り入れ、わかる授業づくりに努める、生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・ 落ち着いた授業の雰囲気をつくるため、3分前着席などに取り組み、授業規律をしっかりと確立していく。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 特別の教科、道徳の時間の指導方法や題材の研究を全職員で行っていく。研究授業を行い、皆で考え、互いの意見を聞き合える教職員関係を築いていく。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権ポスター・人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生活アンケート調査（毎月）※記名
- ②いじめアンケート調査（前期、後期に各1回）※無記名
- ③Q-U調査（5月）
- ④教育相談等による生徒からの聞き取り調査（年3回、生活アンケート調査後）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②児童相談所との連携

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ SNSによるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のSNSを通じて発信される情報の特性を踏まえ、携帯安全教室、SNS実態調査などを行いながら、いじめを防止し及び効果的に対応できるようにする。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

<構成員>

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、
学年主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）、（随時：該当担任）

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること。（生活アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

- ・年3回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・生徒指導部会（毎週開催）、学年会でも検討し、事案発生に対して早急に対応していく。

イ いじめに対する措置

- ・ いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間の保護措置等を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛西市教育委員会及び津島警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、愛西市教育委員会に速やかに報告する。

イ 愛西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 調査結果をふまえた必要かつ有効な措置をとる。

(4) 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠ぺいせずいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
- ・ 生活アンケートの結果（アンケート項目「学校生活が楽しい」「友達関係が良好」）から、学校全体だけでなく、生徒個人の実態を把握し、教育相談に生かしていく。